

官報

号
国会会議録

令和八年五月十二日

○第二百二十一回 衆議院會議録 第十七号

令和八年五月十二日(火曜日)

議事日程 第十三号

令和八年五月十二日

午後一時開議

第一 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(内閣提出)

一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(内閣提出)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(宮路拓馬君登壇)

○宮路拓馬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、二〇三〇年代後半以降の太陽電池の大量廃棄に備え、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄物を取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項の策定、多量事業用太陽電池廃棄物による多量事業用太陽電池廃棄物実施計画に係る届出並びに当該届出に係る勧告及び命令、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十六日本委員会に付託され、翌十七日石原環境大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入りました。二十四日参事人から意見を聴取し、二十八日に質疑を終局いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

説明

○議長(森英介君) この際、内閣提出、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣鈴木憲和君。

(国務大臣鈴木憲和君登壇)

○国務大臣(鈴木憲和君) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

米については、令和六年八月、南海トラフ地震臨時情報等を受けた需要の急増による小売店での品薄などに起因して価格が上昇し、令和七年三月には前年の約二倍にまで価格が高騰し、供給不安も発生しました。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に

一

令和八年五月十二日 衆議院會議録第十七号

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案についての鈴木農林水産大臣の趣旨説明

に係る勧告、命令等をできることとしております。

第三に、生産調整方針の大匠認定制度等を廃止する一方で、米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産を行うよう努める旨を規定するとともに、政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓、輸出の促進、生産性の向上に関する施策等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(森英介君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

角田秀穂君。

(角田秀穂君登壇)

○角田秀穂君 中道改革連合・無所属の角田秀穂です。

ただいま議題となりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

(拍手)

質問に入る前に、イラン情勢の影響は、ガソリン、軽油など燃料の高騰にとどまらず、海上運賃の高騰や円安による肥料、飼料、生産資材価格の高騰、供給不足により、農業にも深刻な影響が及んでいます。

生産者を守り、国民の暮らしを守るため、私たちは、現場に足を運び、一万二千件に及ぶ現場の声を受け止め、政府に対して緊急要望を行いました。物価高騰、原材料の調達難、実質賃金の低下による家計の圧迫。調査によって浮き彫りとなった多くの国民が直面する困難、先を見通せない不安を解消するため、政府においては、早急に経済対策を取りまとめ、補正予算を編成することを強く求めます。

食糧法改正案について質問いたします。

我が国の農業生産の現場は、基幹的農業従事者の高齢化が急速に進行しており、平均年齢は二〇二四年時点で六十九・二歳、稲作単一経営では半数以上が七十歳を超えております。国民の主食である米の安定供給を将来にわたって確保するためには、何よりも次代を担う人材の確保と育成が急務であり、若い人々が将来に希望を持って農業に挑戦したいと思える環境づくり、そのための政策の推進が強く求められます。

中道改革連合では、米政策の抜本的見直しを掲げ、米価格が急落するおそれが生じた場合にはトリガーを発動する主食用米直接支払いの創設などを訴えています。

食糧法改正案では、目的に、需要に応じた生産の推進を規定していますが、需要に応じた生産は従来から農政の基本としてきた方針であり、その方針の下で、令和の米騒動と言われる混乱が生じました。米騒動を機に、政府は従来の方針を転換して増産にかじを切るのかと思えば、再び従来の需要に応じた生産だと言われることで、生産者からは、需要が減れば再び生産調整を強いられることになるのではないか、それでは将来を見据えた営農ができないといった今後に対する不安の声も聞かれます。

生産者が安心して米作りに取り組めるようにするためには、まず、作付を判断する際によりどころとなる政府の主食用米等の需要見通しが信頼に足るものでなければなりません。需要に応じた生産を掲げるのならば、産地別、価格帯別といったきめ細かな需要把握と、生産者への適時適切な情報提供が不可欠です。需要予測の精緻化をどのように図っていくのか、伺います。

安定した経営を可能とするセーフティーネット

の充実も不可欠です。

生産から消費に至る食料システム全体で費用を考慮した価格形成を進めることを目指した食料システム法が施行され、米を始め、主要な品目についてコスト指標の作成が進みつつあります。

生産の現場からは、コスト指標を活用した再生産可能な価格の形成に期待する声が聞かれますが、肥料や燃料など生産資材を海外からの輸入に大きく依存しているため、国際市況や円安の影響を受けやすい構造ゆえに、現在も、中東情勢によるコスト上昇分を直ちに転嫁できず、コスト割れに陥るリスクが高まっています。収入保険など現行の経営安定対策は、収入の減少を補うもので、コスト上昇による採算割れにはセーフティーネットとして機能しません。

食料安全保障を担う生産者が安心して営農するためには、コスト指標も活用して、コストに着目したセーフティーネットを構築すべきと考えますが、見解を伺います。

米価格の高騰で、消費者の米離れによる需要の減少が懸念されます。実際に、二〇二五年度の一人一か月当たりの精米消費量が前年度から六・一％減となったとの米穀機構の調査結果も出ています。

食料・農業・農村基本計画では、米の生産量を二〇二三年の七百九十一万トンから二〇三〇年には二十七万トン増の八百八十八万トンに引き上げる目標を掲げています。このうち、輸出を二〇二三年実績の八倍近い三十五万トンへと大幅に引き上げるとしていますが、生産量目標達成に向けて、国内の米離れをいかに防ぎ、輸出の大幅拡大をどのように図っていくのか、今後の道筋を具体的に示してください。

流通実態の把握のための新たな届出制度と報告義務化について伺います。

一昨年秋季以降の急激な米価格の高騰は、小売に至るまでの流通の目詰まりが大きな要因とされま

すが、どこで目詰まりを起こしているのか、集荷業者以外への出荷量が約半分を占めるようになるなど、多様化している流通の全体像を把握できず、効果的な対策を迅速に講じることができませんでした。

改正案では、届出事業者の対象を拡大して、在庫数量等の定期報告を義務づけることとしていますが、昨年、米の流通実態を把握するために全ての届出事業者、約七万事業者に緊急に実施した販売、在庫量調査への回答率は僅か一九％にとどまり、四分の一は宛先不明で戻ってきてしまいました。新たに対象となる中食、外食事業者などからは、事務負担の増大を懸念する声も上がっています。

制度の実効性をどう確保するのか。また、多様化が進んでいる流通実態の把握、需給見通しの精度向上のためには、農家直販やECサイト利用の増加に対応した調査の在り方を見直しも必要と考えますが、見解を伺います。

民間備蓄の創設について伺います。

まず、民間と政府を合わせた備蓄水準の考え方について。

改正案では、備蓄の保有目的について、現行の生産量の減少による供給不足とともに、需要量の増加による供給不足への備えを新たに追加し、政府備蓄を補完するものとして民間備蓄の創設を規定していますが、これまでの備蓄水準百万トンは、凶作や二年続きの不作、すなわち生産量の減少への備えとして適正な水準とされてきたものです。

流通の目詰まりへの対応として行われた昨年の備蓄米の売渡しでは、短期間のうちに適正水準の三割程度まで減ってしまった事実にも照らしても、備蓄目的の追加に対応して備蓄の水準も引き上げるべきと考えます。今後の適正な備蓄水準の考え方について伺います。

昨年の政府備蓄米売渡しでは、対応が後手に

回った上に、なかなか消費者の手元に届かない、地域的にも差が生じたという問題が明らかとなりました。

政府備蓄米の売渡しは、会計法上、国が売買契約を結ぶ場合には原則として競争入札で行うこととなっており、備蓄米の売渡しについては随契でできるのだと整理した対応などは、食糧法、会計法の規定から見て明確な判断基準もなく、政府の裁量で可能とすることはやはり無理があります。

需給バランスが崩れた際に迅速に食料が行き渡るようにするため、国だけでなく、民間とも連携、連動した仕組みを早急に検討すべきと訴えてきましたが、従来の運用に比べ機動的な対応が期待できる民間備蓄を創設することは評価いたします。

ただ、供給不足が生じた際に、迅速、確実に、必要とされる消費の現場への供給を行うには、消費の現場に至るまでの日常的なきめ細かい流通実態の把握が前提となります。供給不足の発生をどのように把握するのか、伺います。

民間備蓄の売渡しを要請せざるを得ない局面では、供給の不足に伴って価格も上昇していると考えられます。

国産米の価格高騰に伴って、昨年の日本における米の民間輸入量は、前年の約九十五倍となる約九万七千トンに急増し、二〇〇〇年以降で過去最大となりました。

唯一自給が可能な米が輸入に置き換わるような事態は、食料安全保障の観点からも看過できないことであり、国民生活の安定のためには、入手しやすい価格での売渡しが行われるべきです。売渡価格の決定方法について伺います。

昨年の特に入札による備蓄米売渡しの際には、従前取引のある卸には販売されたが、そうでない卸や小売には備蓄米が行き渡らなかったという指摘もあります。消費者も、どこに行けば米を買うことができるのか分からないまま、何軒も探し回

らなければならぬといった混乱が起きました。そのような事態を再び招かないよう、売渡先についても要請の内容に含めるのか、伺います。

食料安全保障の上からも重要な役割を担うことになる民間備蓄を行う事業者に対する支援について伺います。

既存在庫に加えて、供給不足に備えた備蓄米を保有することになる民間事業者が不利益を被ることがないよう、保管費用だけでなく、かなり増し経費や長期保管に伴う評価損も含め、十分な支援を行うことが制度の円滑な運用のためにも不可欠と考えますが、見解を伺います。

食料システム法が施行され、合理的価格形成を進める一方で、その価格では手の届かないという人も含めて、全ての人が食料を入手できる環境の整備が強く求められます。主食である米については、備蓄米の子供食堂、フードバンクへの無償提供の拡充が図られていることは評価いたします。

しかしながら、この無償提供は、食糧法施行令第十五条で、「主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。」との規定にのっとり、教育のうちの食育の一環として提供するものだとの整理で、あくまでも特例的に行われているもので

す。国民生活基礎調査によれば、相対的に貧困の状態にある子供の割合は一一・五％となっており、特に、一人親世帯の貧困率は四四・五％に達しています。今求められているのは、食料を入手できない家庭に対する支援です。

食料・農業・農村基本法が基本理念に掲げる食料安全保障は、国民一人一人が良質な食料を入手できる状態と規定しています。現に食料を買うことができない多くの子供、家庭に対する支援を通じて、一人一人が食料を入手できる環境整備のためには、政令の規定も見直すべきと考えますが、

見解を伺います。

地球規模での気候変動に対して、多収性や高温耐性、病害虫抵抗性などを持った新品種の開発、導入促進の必要性が高まっており、そのためにも、国際研究協力に更に力を入れていかなければなりません。

国際稲作研究所などを傘下に持つ、世界最大の農業研究ネットワークである国際農業研究協議グループ、CGIARの主要ドナー国として、日本は、一九九〇年代は拠出金額では第三位でしたが、現在では二十二位に後退し、一昨年は、設立以来保ってきた理事のポストも失っています。組織全体の運営を支えるコア拠出を受け持つ外務省の予算削減が大きな要因です。

食料安全保障確保のためにも、国際研究協力の場での日本の発言力を確保する。そのために、予算を増額し、資金協力を積極的に進めていくことを求めますが、外務大臣の答弁を求めます。

生産者、流通事業者、そして消費者、それぞれが将来に安心を持てる制度となるよう、政府には真摯な答弁と責任ある対応を求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣鈴木憲和君登壇)

○国務大臣鈴木憲和君 角田秀穂議員の御質問にお答えいたします。

精緻な需要予測についてのお尋ねがありまして、

需要に応じた生産を推進するためには、生産者が作付の計画を立てられるよう、精緻な需要見通しを策定することが重要です。

このため、従来の、需要のマイナストrendを前提とした見直しを見直し、今般、直近の一人当たり消費量実績や、精米歩留り、インバウンド需要の動向等を考慮した上で需要見通しを算定することとしたところであります。

また、今国会に提出している食糧法の改正案では、加工、中食、外食の事業者を届出事業者に追加し、流通事業者の需要実態を幅広く把握することなどの措置を盛り込んでいくところであり、引き続き、より精緻な需要見通しの策定に努めてまいります。

次に、コストに着目したセーフティネットの構築についてのお尋ねがありました。

米の価格については、食料システム法に基づくコスト指標の活用を通じて、生産者の再生産、再投資が可能で、消費者にも理解が得られるような価格水準に落ち着いていくことを期待をしています。

農業収入が減少した場合のセーフティネット対策については、収入保険などが既に措置されており、引き続き、こうした施策を着実に推進してまいります。

今後の米の価格や生産費の動向にも注視しながら、食料システム法に基づく米のコスト指標を踏まえた価格形成の促進と併せ、まずは、収入保険などのセーフティネット対策による農業経営の安定に努めてまいります。

次に、国内外の米需要の拡大についてのお尋ねがありました。

昨年四月に策定した食料・農業・農村基本計画においては、二〇三〇年の米の生産量を二〇二三年の七百九十一万トンから八百十八万トンに増大する目標を掲げたところでです。

この目標を実現するため、消費者や中食、外食ニーズなどに対応した多様な価格帯の米の供給を支援するほか、日系に加え、現地系のスーパーやレストランなどの新たな販路を開拓するとともに、グルテンフリーの米粉、米加工品など付加価値を持つ商品のプロモーション強化などにより、米の新たな需要を開拓してまいります。

あわせて、農地の大区画化などの基盤整備、多

収品種の開発普及、スマート農業の導入など、生産コストの低減を進めていくこととしており、これらの取組を通じて、米の国内外の需要拡大を図ってまいります。

次に、新たな届出、定期報告の実効性確保、流通実態の把握の在り方についてお尋ねがありました。

届出、定期報告の実効性確保については、一般の食糧法改正案において、届出事業者に對し、適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、国が必要な助言又は指導をすることができ旨の規定を設け、届出、定期報告に係る罰則を厳罰化することとしています。

あわせて、事業者の届出、定期報告の負担軽減を図るため、定期報告の対象者は一定の規模以上の方に限る、そして、事業者の業種や規模に応じ報告回数や内容を変えることとしています。

また、御指摘の農家直販やECサイトを利用した取引については、これまでも届出の対象としていたところですが、一般の改正案により、出荷量などの情報を定期的に報告することを義務づけることとしており、流通実態の適切な把握により一層努めてまいります。

次に、今後の備蓄水準の考え方についてお尋ねがありました。

備蓄米の適正水準については、食料・農業・農村政策審議会の食糧部会にも諮った上で、十年に一度の不作や、通常程度の不作が二年連続した事態にも対応可能な水準として、米の基本指針において百万トン程度としています。

今後の適正水準については、百万トンを適正水準と設定した当時から人口が減少しているものの、急激な需要増や災害への対応などを考慮する必要があること、現行の水準でも相応の財政負担が生じていることなどを総合的に考慮し、引き続き、百万トンの適正備蓄水準を前提とすることが適切と考えています。

次に、供給不足の把握についてのお尋ねがありました。

一般の食糧法改正案では、米の供給不足の状況を迅速に把握し、備蓄米を適時に供給できるようにするため、一定規模以上の米の取扱業者に對し、定期的に、在庫数量、出荷数量、販売数量などを報告することを義務づけることとしています。

これらの在庫数量などの情報に加えて、全国や地域別の流通実態について流通事業者と定期的に意見交換を行うことにより、供給不足の地域や流通段階、不足の程度を適時に把握することで、供給不足が生じた場合には、消費の現場に對して、備蓄米の迅速な供給を図ってまいります。

次に、民間備蓄の売渡価格の決定方法と売渡先についてのお尋ねがありました。

民間備蓄の価格については、民間の取引環境の中で決まるものですが、民間備蓄の趣旨を踏まえれば、合理的でない価格で民間備蓄が売り渡される事態を防ぐ必要があります。

まずは、令和八年度に実施予定の民間備蓄に係る実証事業なども踏まえ、具体的な民間備蓄の売渡しの状況を把握、確認してまいります。

また、一般の改正案では、売渡先について、国が、不足している地域や業種を示して、民間備蓄事業者に對して備蓄米の放出の要請を行うことなどを条文中も明記しており、供給不足が発生した場合にも、現場での混乱が生じないよう、しっかりと対応してまいります。

次に、民間備蓄の支援についてのお尋ねがありました。

民間備蓄に係る事業者の負担については、事業者に對し、備蓄米の保有が円滑に行われるよう、政府が必要な財政上の措置等を講ずる旨を改正法案に規定しています。

措置の具体的な内容については、今年度実施予定の民間備蓄に係る実証事業等も踏まえた上で検

討してまいります。

次に、政府備蓄米の無償交付についてのお尋ねがありました。

政府備蓄米は、食糧法上、米の供給が不足する事態に備えることを目的としていますが、食育の観点から、子供食堂、フードバンクなどへの無償交付を特例的に実施しており、こうした取組を通じて、生活困窮者にも御活用いただいているものと承知しております。

一方で、政府備蓄米の無償交付の範囲を食育以外の目的に拡充することについては、米の供給が不足する事態に備えるという政府備蓄米の目的を踏まえると難しいと考えており、引き続き、この本来の目的が損なわれない範囲で、生活困窮者支援を行っている他省庁と連携して、適切に取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣茂木敏充君 角田議員から、国際農業研究協議グループ、CGIARとの連携についてお尋ねがありました。

国際的な農業研究、人材育成等を実施するCGIARとの連携は重要です。

我が国は、気候条件の厳しい国々での作物の生産性向上、栄養価を高める品種改良を始め、特に邦人研究者が主導する案件を重点的に支援してきました。

昨今の気候条件の変化により、その成果の中には、日本でも利活用できるものが出てきています。

こういった点を踏まえると、御指摘のとおり、我が国のニーズをCGIARの活動に反映することは一層重要です。CGIARとも緊密に意思疎通しつつ、資金、人材両面において、できる限りの貢献を行っていきたいと考えております。(拍手)

○議長(森英介君) 村岡敏英君。

〔村岡敏英君登壇〕

○村岡敏英君 国民民主党・無所属クラブの村岡敏英です。

ただいま議題になりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、農林水産大臣に質問いたします。(拍手)

食糧法は、単に米や麦の流通を定める法律ではありません。国民の命と暮らしを支える主食を、必要なときに必要な量、安定して届けるための、国家の根幹に関わる法律です。また、食卓の安心だけでなく、農家の営み、地域の仕事、農地や集落の維持など、地域の暮らしと農業の土台を支える法律です。

一昨年からいわゆる令和の米騒動では、店頭から米が消え、価格が急騰し、国民生活と国民経済に大きな不安を与えました。消費者は高くて買えない一方、生産者は、一時的に米価が上がったとはいえ、長く続いた米価低迷に加え、肥料、生産資材、農機などの高騰により、安心して再生産できる状況にありません。ここに今の米政策の根本的な課題があります。

主食が不足すれば価格は高騰し、家計だけでなく、学校給食、食品産業、地域経済にも深刻な影響を及ぼします。だからこそ、主食政策は、生産基盤を強化し、一定の余力を持たせ需要の変化に柔軟に対応できるよう設計されるべきです。見込み違いで市場が大混乱するようでは、国家としての備えが十分であるとは言えません。不足させない仕組みを築くこそ政治の責任です。

我が国の食料自給率は、カロリーベースで三八%と、G7の中でも最低水準です。現場からは、農家の減少が加速度的に進み、将来、本当の米不足が起りかねないとの切実な声が上がっています。

今必要なのは、農地を守り、担い手を支え、生

産基盤を維持し、国民に主食である米を安定して届ける政策です。食糧法の見直しを、単なる制度改正に終わらせてはなりません。主食を守ること、国民の命を守ること、農業を守ることが地域を守ることに、そして、地域を守ることが日本の未来を守ることにあります。

大臣に伺います。政府は令和の米騒動を、一時的な市場の混乱ではなく、主食の安定供給に対する国家責任の問題としてどこまで重く受け止めているのか。政府の基本認識を明確にお示しく下さい。

令和の米騒動は、突然起きたというより、前段の兆候を読み取れなかった結果ではないかと考えます。二〇二三年に農林水産省が秋田県へ米の生産抑制を求めた電話をした件は、これまでの米政策の象徴的な出来事と言わざるを得ません。

秋田県は、需給を見据え、主食用米の増産の必要性を考えていました。しかし、国からは生産の目安の見直しを強く求められました。増産に動いた場合の交付金の減額にも言及があったと報道されています。

もし事実ならば、二〇一八年に減反廃止と言いつつ、実際の運用にはなお減反的な発想が残っていたのではないかと疑問が生じます。異常高温などの天候不順で需給が逼迫する予想の中、当時の判断の妥当性は丁寧に検証されるべきです。ここを曖昧にしたままでは現場の不信感が残ります。

政府として、誰がどのような権限と認識で何を求めたのか、交付金の減額を示唆した事実はあるのか、秋田県への対応を含め、令和の米騒動について第三者の視点を入れた検証を行うべきと考えますが、見解を求めます。

令和の米騒動を受け、石破前政権は米の増産にかじを切りました。しかし、法案に明記された需要に応じた生産とは、米政策は再び減反政策なのかと捉えられかねません。縮む市場には新たな投

資や人は集まりません。この半世紀を振り返って、需要を十分に拡大できないまま生産量を減らし続けた結果、地方では離農が進み、担い手が不足し、競争力も生まれず、悪循環を招いてきたのではありませんか。

今回の改正案には、生産者は主体的に需要に応じた生産を行うよう努めるものとする書き込みがありますが、生産者の経営判断に委ねるというのであれば、なぜ、あえて法律に努力義務として書き込むのか。需要に応じた生産という表現ではなく、むしろ、我が国が自給できる唯一の穀物、米の生産力強化のメッセージを出すことの方が重要ではないでしょうか。

政府は需要に応じた生産と言いますが、それは結局、形を変えた減反政策ではないか。政府が責任を持つて米の需要拡大に向けた環境整備を行えるのか。それとも、生産者や産地にだけ主体的な努力を求めるだけなのか。今回の改正は、これまでの反省を踏まえて、主食の安定供給とその価格の安定化に資する実効性のある改正なのか。見解を求めます。

また、令和の米騒動により政府備蓄米が大量に放出されたこと、米の高値長期化による消費者の米離れで、今年三月末の民間在庫は二百七十七トン。前年同月より九十七トン多い。在庫率は約四〇％で、過去最高となっています。生産者は、今年の新米は価格が下落するのではないかと心配しています。

政府は米の価格の安定化にどのように対処するのか、お答えください。

今回の改正案は、流通実態を十分につかめていなかったこと、政府備蓄米の売渡し手続に時間がかかり、機動性を欠いていたことも課題としています。しかし、制度の手直しだけで本当に再発防止につながるのか。届出対象を広げても、報告の粒度、頻度、公表の仕方が実効的でなければ十分に機能しません。

そもそも、流通は様々な条件で刻一刻と変動するもので、全てを正確に把握することは難しいと考えます。業界の負担を増やして、需給の安定が図られるのでしょうか。備蓄放出についても、どの程度の不足をもって判断するのか、その基準が明確でなければ再び判断が遅れるおそれがあります。

さらに、今回の改正案では、新たな施策として、民間事業者による備蓄制度が盛り込まれています。流通実態の把握強化のため、届出事業者として、出荷、販売事業者に加え、加工、中食、外食の事業者も追加、定期報告の義務化、罰則の措置もあります。これによる民間の調査コストや事務負担等は誰が負担するのでしょうか。

そして、民間に備蓄を義務づけるのであれば、保有により生ずる事業者の経営上の損失に対して財政上の措置を講ずることが必要であると考えますが、政府の認識はいかですか。

また、令和の米騒動では価格高騰対策として備蓄米の放出を決めたが、今後はどのような基準で放出するのか、明確にお答えください。

国内では、米価の高止まりを背景に、国家貿易枠内、SBSの上限十万吨が全量落札された上に、一キログラム当たり三百四十一円の枠外関税を払ってでも主食用米を輸入する動きが広がっています。民間輸入はこれまで年六百トンから八百トンで推移していましたが、二〇二五年度には十萬五千七百七十八トン、実に百二十五倍から百六十倍へ輸入量が激増しました。

日本米の品質は高い一方、価格面では外国産米と開きが大きく、簡単に輸出を増やせる状況ではありません。国内では輸入米が増えているのに、一方で輸出を増やすと言われても、現場には疑問が残ります。

そのような内外価格差がある中で、どのようにして米の輸出拡大を実現しようとしているのか、伺います。政府は、業務用米の輸入が増えている

現状をどのように受け止めているのか。

また、国産の業務用米について、実需者が必要とする価格、数量、品質に比べられるよう、産地と外食、中食、給食事業者との播種前契約や複数年契約をどのように広げ、生産者が再生産できる価格を確保しながら、国産米の安定供給体制をどのように構築していくのか、具体的にお願いします。

私は、価格を高く保つために生産を抑えるのではなく、政策として直接生産者を支える方向へ転換すべきだと考えます。国民の理解と納得の得られる価格で安定すれば消費者には恩恵があり、需要の回復や自給率向上への土台にもなります。その一方で、農家が赤字にならないよう、所得を支える政策は不十分です。再生産できる見通しが立たなければ、担い手は育ちません。

国民民主党は、米等の直接支払い、いわゆる食料安保基礎支払いで生産者を支える提案をしております。そうすることで、生産者には再生産可能な所得を確保し、消費者には手頃な値段で主食を届ける政策です。

政府は、減産で価格を守る発想から転換し、消費者は手頃な値段で、生産者は直接支払いによって再生産できる所得を実現する方向へかじを切る必要があると考えますが、大臣の見解をお聞かせください。

担い手をどう確保するかということですが、農業の持続可能性を考えると、最も深刻なのは担い手の減少です。

この十年間で基幹的農業従事者は七十二万人減少し、現在は百四十人となっています。しかも、そのうち五十歳未満の基幹的農業従事者は僅か約十三万人にとどまっています。また、十七の都道府県では、十年後に耕作者が決まっていけない農地の割合が五割を超え、全国で見ても、耕作者未定の農地は全体の三二％に上っています。この現実を直視すれば、今問われているのは、この国の農

地を誰が守り、主食を誰が作るかということです。

また、地域計画についても、担い手や受け手が伴わず、絵に描いた餅になっていないかが問われています。

政府は、日本の食料自給率を向上させるために、今後、どの程度の生産者を確保しようとしているのか。また、若い世代の新規就農、親元就農、第三者継承をどう増やし、耕作者未定の農地の拡大をどう食い止めるのか。さらに、政策の方向が短期間で変わることによる生産者の不安や、地域計画が絵に描いた餅になっているのではないかと懸念にどう対応するのか。明確にお答えください。

中東情勢の影響を受け、肥料の値上げ、生産資材の受注停止、供給制限、納期の遅延などが発生しています。政府には、動向を注視し、農業生産に影響がないよう対処することを求めますが、どのような対策を講じているのか、お答えください。

今回の食糧法改正、そして農業構造転換集中対策期間を、単なる制度改正や一時的な予算措置で終わらせてはなりません。

明治維新以来、我が国は東京を中心に世界に冠たる経済大国を築いてきました。しかし、その一方で、地方から都市へ人が流れ、農村では人口減少、若者の流出、担い手不足が進み、農業も地域経済も疲弊してきました。今こそ、この流れを変えなければなりません。

スマート農業の推進、食品産業との連携、食料品輸出の拡大、アグリツーリズムなど、農業を守る産業から成長を生み出す産業へと転換し、農業を、守るべき産業にとどめず、国を成長させる産業として位置づけるべきです。その先に、人の流れを地方へ、農村へと向かわせ、田園からの新たな産業革命を起こし、地方再生、そして日本再生への道を切り開くことができることを確信しています。

す。

食料安全保障と地方再生をどう考えているのか、大臣にお聞きいたします。

最後に、かつてフランスのドゴール大統領は、食料を自給できない国は真の独立国家ではない。まさに至言です。食料と農業は、国家の独立と安全保障の根幹であります。

これまでの米政策は、生産調整という発想の中で、生産者の意欲をそぎ、制度を複雑にし、将来展望を見えにくくしてきた面がありました。その結果、現場は疲弊し、地域は衰退し、主食の安定供給まで不安定になりました。この悪循環をここで断ち切らなければなりません。

地元で農家の方々と話を伺いました。米や果樹農家は年に一回しか収入がありません。価格の変動や天候不順、災害での不作など収入が定まらない農業を親は子に継がせようとは思いませんよと言われました。このままいくと、生産者が減り、日本の食料安全保障は守れません。

今こそ国民に主要食糧を安定供給できる仕組みをつくること、我々国会議員に託された役目であることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木憲和君登壇〕

○国務大臣(鈴木憲和君) 村岡敏英議員の御質問にお答えいたします。

主食の安定供給に対する政府の基本認識についてのお尋ねがありました。

国民の主食である米の安定供給は、食料安全保障上の観点から不可欠と考えています。

今般の米の需給及び価格の問題については、国の需給見通しの誤りから米の供給量が不足するとともに、備蓄米の売渡しも機動性を欠いたことから米価が高止まりし、消費者の米離れの懸念が発生するなどの事態を招いたところです。

農林水産省としては、今回の事態を大変重く受け止め、需要に応じた生産の推進、多様化する流

通実態の把握強化、備蓄制度の見直しなどの措置を盛り込んだ食糧法改正案を今国会に提出したところであり、国民の主食である米の需給及び価格の安定をしつかりと図ってまいります。

次に、二〇二三年産米について、農林水産省が秋田県に対し生産抑制を求めたのではないかとのお尋ねがありました。

当時は、コロナ禍であり、米の需要量が初めて七百万トンを超えるとともに、民間在庫量も二百万トンを超えて高い水準にある中で、担当局の幹部や担当者は、秋田県を含め各都道府県と地域の米の需要を考慮した米の生産の在り方について意見交換をしていたものと承知をしております。

また、産地交付金については、当時、秋田県を含めた各都道府県に対し、前年度の配分実績や転作作物の作付面積に依りて配分する考え方を御説明していたものと承知をしており、転作作物の作付面積の減少なく、減額を示した事実はありません。

さらに、今般の米価高騰については、食料・農業・農村政策審議会の食糧部会において要因と対応について御議論をいただき、これを踏まえ、今国会に食糧法改正案を提出したところであり、迅速な御審議を賜りたいと考えています。

次に、需要に応じた生産についてのお尋ねがありました。

今般、食糧法改正案に需要に応じた生産を規定するに当たっては、需要減少を前提とした生産調整方針を廃止した上で、政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、需要開拓や輸出促進、生産性向上などにより、生産の持続的な発展を図る旨を規定しており、決して減反を意味するものではありません。

農林水産省としては、昨年四月に閣議決定をした食料・農業・農村基本計画において、二〇三〇年の生産目標を二〇二三年の七百九十一万トンから八百八十八万トンに拡大することとしたところで

す。

今般の改正案も踏まえ、政府が前面に立って、需要を創造しつつ、米の増産をできる環境整備に取り組むことで、米の安定供給とこれを通じた価格の安定化を図ってまいります。

次に、米価の安定化についてのお尋ねがありました。

米の価格は、需給バランスなど民間の取引環境の中で決まっていくものと認識しています。

本年四月に施行された食料システム法に基づき、米穀機構から公表された米のコスト指標価格の活用を通じて、民間の取引において、生産者の再生産、再投資が可能で、消費者にも理解が得られるような価格水準に落ち着いていくことを期待しています。

また、今般の食糧法改正案に盛り込んでいる、多様な米の需要を創出した上で増産を図る需要に応じた生産の推進、届出事業者の拡大による流通実態の把握強化、備蓄米の機動的放出を可能にするための民間備蓄制度の創設などの措置により、米の需給の安定を図り、これを通じて米の価格の安定化を図ってまいります。

次に、流通実態の把握強化、民間備蓄に係る事業者の負担、備蓄米の今後の放出についてのお尋ねがありました。

今般の食糧法改正案で措置する届出や定期報告の拡大、民間備蓄の実施に当たっては、事業者の皆様方の御負担を軽減することが重要であるため、対象者を一定規模以上の方に限るとともに、電子申請の導入についても検討してまいります。

また、民間備蓄に係る事業者の負担については、事業者に対し、備蓄米の保有が円滑に行われるよう、政府が必要な財政上の措置等を講ずる旨を改正法案に明確に規定しております。

さらに、備蓄米の放出基準については、価格高騰時ではなく、供給量が不足している場合に売り渡すとの基本的な考え方に立ち、届出事業者から

の在庫量や出荷、販売量などの定期報告に基づき、供給量の不足を把握した場合には、機動的に備蓄米を供給してまいります。

次に、米の輸出拡大、業務用米の輸入の増加、国産米の安定供給体制の構築についてのお尋ねがありました。

米の輸出拡大については、日系に加え、現地系のスーパーやレストランなどの新たな販路を開拓するとともに、グルテンフリーの米粉、米加工品など付加価値を持つ商品のプロモーション強化などにより、米の新たな需要を開拓してまいります。

また、併せて、農地の大区画化などの基盤整備、多収品種の開発普及、スマート農業の導入など、生産コストの低減を進めてまいります。

今般の業務用米の輸入の増加については、国内の米の価格上昇に伴い生じたものと考えており、こうした状況が継続すれば、国内市場が奪われかねない懸念をしております。

このような事態を防ぐためには、産地が消費者や中食、外食などのニーズに応え、多様な価格帯の米を供給することが重要と考えており、生産コストの低減を進めるほか、産地と実需者による複数年契約を含む播種前契約の拡大を推進しており、引き続き、実需者の求める米の安定供給に向けて取り組んでまいります。

次に、生産者の再生産可能な所得の実現についてのお尋ねがありました。

米の価格については、食料システム法に基づくコスト指標の活用を通じて、生産者の再生産、再投資が可能で、消費者にも理解が得られるような価格水準に落ち着いていくことを期待しております。

その上で、大幅な米価の下落などに伴い農業収入が減少した場合に備え、収入保険などのセーフティネット対策を着実に推進してまいります。

また、生産者の直接支払い制度につきまして

令和八年五月十二日 衆議院会議録第十七号

は、税金が原資であるため、国民の皆様の御理解を得る必要があるほか、生産性向上に向けた取組に与える影響や、どういった生産者を対象とするのか、支援水準をどのように設定するのかなど、慎重な検討を要するものと考えております。

次に、今後の農業者の確保、受け手不在農地の解消、地域計画の実現についてのお尋ねがありました。

今後の農業者の確保については、少数の農業者がより多くの農業生産を担う農業構造へ転換する必要があるため、昨年四月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、四十九歳以下の担い手数について、二〇二三年現在の水準である四・八万を維持するという目標を位置づけているところです。

この目標の実現に向け、就農準備資金や経営開始資金などにより若い世代の新規就農支援を行うとともに、経営継承に向けたマッチングや相談対応等により、第三者継承を支援してまいります。

あわせて、既存の担い手の規模拡大や地域外からの担い手の参入の促進などを進めることで、受け手不在農地の解消を図ってまいります。

また、地域計画の実現を後押しするため、農地バンクによる農地の権利移転とともに、農家負担のない基盤整備、担い手への機械導入の支援などを進めてまいります。引き続き、先を見通せる農政を実現することにより、農業者が将来に希望を持って、安定して生産できる環境を整えてまいります。

肥料や生産資材への対策についてのお尋ねがありました。

肥料については、本年の春作業に使用する肥料は、昨年設定された価格で既にほとんどの農業者が調達済みと考えていますが、引き続き、価格動向を把握し、農家の皆様の経営に影響が生じないよう、緊張感を持って対応してまいります。

また、将来の調達に不安の声がある農業用マル

チなどの生産資材については、経済産業省と連携をし、ポリエチレンなどの安定供給に向けて原料メーカーへの働きかけを行うとともに、生産資材の製造、流通事業者などに対しても受発注の平準化などを要請をいたしました。

さらに、五月一日にはマレーシアを訪問し、肥料原料の尿素の主要な製造事業者である国営企業より尿素の安定供給の確約を得てまいりました。加えて、ナフサ及び原油の我が国への安定供給についても協力を依頼してまいりました。

引き続き、生産資材の安定的な確保に向け、万全の対応を行ってまいります。

次に、食料安全保障と地方再生についてのお尋ねがありました。

食料安全保障の確保に向けては、国内の農業生産の増大を図ることを基本として食料の安定的な供給を行うことが重要です。そのためには、農業経営の収益力を高め、稼げる農業を創出することで農業の成長産業化を図る必要があると考えております。

このため、農業の構造転換への集中投資により生産性の抜本的向上を進めるとともに、品種保護によるブランド化やきめ細かなマーケティングなどによる付加価値の向上などの取組を進めてまいります。

あわせて、農村の重要な産業である農業を中心として、農村の多様な地域資源を活用した付加価値の創出や、他産業との連携を通じ、農村における所得の向上や雇用の創出、関係人口の拡大を推進してまいります。

こうした取組は、食料安全保障の確保に資するだけでなく、農業や関連産業の発展を通じて、地方に活力を取り戻すことにもつながるものと考えております。(拍手)

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

出席国務大臣

外務大臣 茂木 敏充君
農林水産大臣 鈴木 憲和君
環境大臣 石原 宏高君
農林水産副大臣 根本 幸典君

出席副大臣

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、高市内閣総理大臣から森議長宛て、次の通知書を受領した。
閣総第二七六号

令和八年四月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

私は、令和八年五月一日(金)午後二時四十五分羽田空港発、五月五日(火)午後七時五十五分同空港着の予定で、ベトナム社会主義共和国及びオーストラリア連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
塩川 鉄也君 辰巳孝太郎君
辰巳孝太郎君 塩川 鉄也君

議長報告

総務委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

上川 陽子君
辻 秀樹君
井戸まさえ君
伊藤 聡君
若山 慎司君
森原紀代子君
浅田眞澄美君
丸尾なつ子君
白木 秀剛君

若山 慎司君
伊藤 聡君
白木 秀剛君
森原紀代子君
丸尾なつ子君
浅田眞澄美君
辻 秀樹君
上川 陽子君
井戸まさえ君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

伊藤 聡君
高見 康裕君
中川こういち君
吉村 悠君
西園 勝秀君
渡辺 創君
大空 幸星君
文月 涼君
村木 汀君
辻 秀樹君
岡本 康宏君
長田紘一郎君
山本 裕三君
赤羽 一嘉君
渡辺 勝幸君
赤羽 一嘉君
原田 直樹君
西園 勝秀君

文月 涼君
大空 幸星君
村木 汀君
山本 裕三君
原田 直樹君
赤羽 一嘉君
岡本 康宏君
辻 秀樹君
長田紘一郎君
渡辺 勝幸君
高見 康裕君
中川こういち君
吉村 悠君
伊藤 聡君
渡辺 創君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月三十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

豊田真由子君

川 裕一郎君

(議案付託)

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る四月二十八日、参議院に送付した内閣提案は次のとおりである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

孤立死及び非正規公務員に関する質問主意書(長妻昭君提出)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

右

国会に提出する。

令和八年四月三日 内閣総理大臣 高市 早苗

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条―第六条)

第三章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置(第七条―第十条)

第四章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置(第十一条―第十七条)

第五章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置(第十八条・第十九条)

第六章 雑則(第二十条―第二十五条)

第七章 罰則(第二十六条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、太陽電池廃棄物の排出量の著しい増加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重要となることに鑑み、太陽電池の廃棄

の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置、太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置等を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器(板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器であつて、その重量が政令で定める重量以上のものに限り、であつて、当該機器が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項及び附則第四条において同じ。)となつた場合にその再資源化等を実施することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類のものをいい、「事業用太陽電池」とは、太陽電池であつて、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。

2 この法律において「太陽電池廃棄物」とは、太陽電池が廃棄物となつたものをいい、「事業用太陽電池廃棄物」とは、事業用太陽電池が廃棄物となつたものをいう。

3 この法律において「太陽電池の廃棄」とは、太陽電池を太陽電池廃棄物とともに、太陽電池廃棄物の処分(再生を含む。第十二条第三項第三号口及びハを除き、以下同じ。)の方法を選択し、自ら当該太陽電池廃棄物を排出すること、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該太陽電池廃棄物を排出させることをいい、

「事業用太陽電池の廃棄」とは、事業用太陽電池について行う太陽電池の廃棄をいう。

4 この法律において「太陽電池廃棄者」とは、太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいい、「事業用太陽電池廃棄者」とは、事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。

5 この法律において「再資源化」とは、太陽電池廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいい、「再資源化等」とは、再資源化及び太陽電池廃棄物の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいう。

6 この法律において「太陽電池廃棄物再資源化等事業」とは、再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合かつ計画的に図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進の意義及び目標に関する事項

二 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する基本的な事項

三 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進のための次に掲げる方策の実施に関する事項

イ 太陽電池廃棄物とする太陽電池の量を抑制するための方策

ロ 太陽電池の廃棄における太陽電池廃棄物

の処分の方法として再資源化等の選択を促進するための方策

ハ 太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造及び販売を促進するための方策

二 太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策(当該利用の意義に関する知識を普及するための方策を含む。)

四 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分の事業及びその実施体制の整備を促進するための方策の実施に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する重要事項

3 基本方針は、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第十五条第一項に規定する循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針並びにエネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画と整合性のとれたものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進並びに太陽電池廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な措置を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、情報提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るために必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(太陽電池廃棄者の責務)

第六条 太陽電池廃棄者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択すること(当該処分が他の者によつて行われる場合には、当該処分に係る契約においてその選択した方法により当該処分が行われることを定めることを含む。)に努めなければならない。

2 太陽電池廃棄者(太陽電池廃棄者が他の者に工事又は作業を行わせて太陽電池廃棄物を排出させる場合には、当該他の者)は、排出する太陽電池廃棄物の処分において再資源化等を行うこと等により太陽電池廃棄物の減量に努めるとともに、太陽電池廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該処理を適正に行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

(事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため、主務省令で、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、当該事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業用太陽電池の長期間の使用及び再使用その他の事業用太陽電池廃棄物とする事業用太陽電池の量の抑制のための措置に関する事項

二 排出される事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択に関する次に掲げる事項

イ 事業用太陽電池廃棄物の処分の方法を適切に選択するための検討並びにこれに必要な情報の収集、整理、分析及び評価に関する事項

ロ 事業用太陽電池廃棄物の適切な処分の方法の選択に当たり考慮すべき事項

三 事業用太陽電池廃棄物の排出(当該事業用太陽電池廃棄物を排出する工事又は作業を含む。第九条第九項及び第二十一条第一項において同じ。)に関する事項

四 排出された事業用太陽電池廃棄物の処分の適切な実施の確保に関する事項

五 第九条第一項に規定する多量事業用太陽電池廃棄者にあつては、同項又は同条第二項の規定による届出に当たり特に考慮すべき事項

六 その他事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に関

し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等に関する技術水準、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図る必要があると認めるときは、事業用太陽電池廃棄者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施について必要な指導及び助言をすることができ。

(多量事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画)

第九条 事業用太陽電池廃棄者であつて、その事業用太陽電池の廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの(以下「多量事業用太陽電池廃棄者」という。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならぬ。

一 当該多量事業用太陽電池廃棄者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量

三 事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所

他の者に工事又は作業を行わせる当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その旨並びに当該工事又は作業の工程の概要並びに当該工事又は作業による当該事業用太陽電池廃棄物の排出を予定する時期及び場所

四 前号の他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法

六 排出される事業用太陽電池廃棄物の全部又は一部の処分の方法が再資源化等のためのものでない場合には、その理由

七 当該事業用太陽電池廃棄物の処分を当該多量事業用太陽電池廃棄者(第四項に規定する者を含む。以下この号において同じ。)が行う場合にあつてはその旨、当該事業用太陽電池廃棄物の処分を他の者に委託する場合にあつては当該多量事業用太陽電池廃棄者からの委託により当該処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

八 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更をしようとするものは、主務省令で定めるところにより、その変更後の多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出(前項の規定による届出をした場合には、同項の届出。以下この条において同じ。)をした者は、当該届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画

に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら事業用太陽電池廃棄物を排出すること。

二 他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させること。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた多量事業用太陽電池廃棄実施計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 第一項第二号に規定する事業用太陽電池の数量の全部について選択される処分の方法が再資源化等のためのものであること。

二 第一項第七号に規定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者が、第十三条第一項に規定する認定事業者又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十七条第一項に規定する認定高度分離・回収事業者(当該認定高度分離・回収事業者がその同条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載する同法第十六条第二項第四号に掲げる内容として太陽電池廃棄物の再資源化について同条第一項の認定を受けているものに限る。)であること。

三 災害その他の事由により当該届出に係る再資源化等の実施が困難であると認められる特定の事情がないこと。

5 主務大臣は、第一項の規定による届出のあつた多量事業用太陽電池廃棄実施計画が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項(同項第二号から第五号までに掲げる事項に限る。)に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出を受理した日から第三項に規定する期間(第七項の規定により当該期間が延長された場合には、その延長後の期間。次項において同じ。)内に限り、

当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告すること
ができる。

6 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に
対し、その届出を受理した日から第三項に規定
する期間内に限り、相当の期限を定めて、当該
勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが
できる。

7 主務大臣は、第一項の規定による届出(第四
項の規定により当該届出に係る第三項に規定す
る期間が短縮されたものを除く)をした者に対
して第五項の規定による勧告又は前項の規定に
よる命令をする必要があるかどうかについて審
査するため相当の期間を要し、その審査が第三
項に規定する期間内に終了しないと認める相当
の理由があるときは、当該期間を相当と認める
期間に延長することができる。この場合におい
て、主務大臣は、当該届出をした者又は当該勧
告を受けた者に対し、遅滞なく、その延長後の
期間及びその延長の理由を通知しなければなら
ない。

8 第一項の規定による届出をした者は、第二項
ただし書の主務省令で定める軽微な変更をする
場合は、その多量事業用太陽電池廃棄実施計画
を変更した後、遅滞なく、その変更後の多量事
業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出
なければならぬ。ただし、主務省令で定める
場合は、この限りでない。

9 第一項の規定による届出(同項第四号の記載
があるものに限る)又は当該届出に係る前項の
規定による届出をした者は、これらの届出後遅
滞なく、当該記載をされた同号に規定する者に
対し、当該届出がされた多量事業用太陽電池廃
棄実施計画(事業用太陽電池廃棄物の排出に係
る事項に限る)の内容を通知しなければならない

い。
(多量事業用太陽電池廃棄実施計画の届出に係
る情報提供)

第十条 多量事業用太陽電池廃棄者は、前条第一
項、第二項又は第八項の規定による届出をする
に当たって、当該届出に係る多量事業用太陽電
池廃棄実施計画において同条第一項第七号に規
定する事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者と
して記載しようとする者に対し、当該者が行う
ことができる太陽電池廃棄物の処分の方法に関
する情報その他の当該届出に必要な情報の提供
を求めることができる。

第四章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の
実施のための措置

(太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者の講
ずる措置)

第十一条 太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資
源化等のための太陽電池廃棄物の処分のみを行
う事業を含む。次項において同じ。)を行う者
は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の円滑
な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければ
ならない。

2 太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、
当該者に太陽電池廃棄物の処分の委託をしよう
とする者に対し、その求めに応じ太陽電池廃棄
物の処分の方法として再資源化等のための処分
を含む太陽電池廃棄物の処分の方法を提示する
こと等により、太陽電池廃棄物の再資源化等の
ための処分の方法が適切に選択されるよう努め
なければならない。

(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定)
第十二条 太陽電池廃棄物再資源化等事業を行
おうとする者(当該太陽電池廃棄物再資源化等事
業に係る太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又
は処分の全部又は一部を他人に委託して当該太
陽電池廃棄物再資源化等事業を行うものとする者
を含む)は、主務省令で定めるところにより、

太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する
計画(以下「太陽電池廃棄物再資源化等事業計
画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請
することができる。

2 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画において
は、次に掲げる事項を記載しなければならない
い。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役
又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問
その他いかなる名称を有する者であるかを問
わず、法人に対し業務を執行する社員、取締
役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上
の支配力を有するものと認められる者を含
む。次項第三号ハからホまでにおいて同じ。)の
氏名及び政令で定める使用人があるとき
は、その者の氏名

三 申請者が個人である場合において、政令で
定める使用人があるときは、その者の氏名

四 太陽電池廃棄物の収集を行うとする区域

五 太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容

六 太陽電池廃棄物の収集若しくは運搬又は処
分の全部又は一部を他人に委託しようとする
場合には、その者の氏名又は名称及びその者
が行う収集若しくは運搬又は処分の別

七 太陽電池廃棄物の収集又は運搬の用に供す
る施設

八 太陽電池廃棄物の処分の用に供する施設の
所在地、構造及び設備

九 太陽電池廃棄物の再資源化等に関する研究
開発を行うものとする場合には、その内容

十 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつ
た場合において、その申請に係る太陽電池廃棄
物再資源化等事業計画が次の各号のいずれにも

適合するものであると認めるときは、その認定
をするものとする。

一 太陽電池廃棄物再資源化等事業の内容が、
基本方針に照らして適切なものであり、か
つ、太陽電池廃棄物の適正な処理及び太陽電
池に係る資源の有効な利用の確保に資するも
のとして主務省令で定める基準に適合するも
のであること。

二 申請者(前項第六号に規定する者がある場
合には、当該者を含む。次号において同じ。)の
能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同
項第八号に規定する施設が、太陽電池廃棄物
再資源化等事業を適確に、かつ、継続して行
うに足りるものとして主務省令で定める基準
に適合すること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又
はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若し
くは処分違反、罰金の刑に処せられ、
その執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 次条第四項の規定により認定を取り消さ
れ、その取消しの日から五年を経過しない
者(当該認定を取り消された者が法人であ
る場合には、当該取消しの処分に係る行政
手続法平成五年法律第八十八号第十五条
の規定による通知があつた日前六十日以内
に当該法人の役員であつた者で当該取消し
の日から五年を経過しないものを含む。)

ニ 営業に関し成年者と同じの行為能力を有
しない未成年者であつて、その法定代理人
(法定代理人が法人である場合には、その
役員を含む)がイからハまでのいずれかに
該当するもの

ホ 法人であつて、その役員又は政令で定め

る使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの へ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者 (太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等) 第十三条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業計画(第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。 一 認定事業者(認定計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。)が、認定計画に従つて太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施していないとき。 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条	第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定計画に係る太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を委託したとき。 三 認定事業者の能力又は前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。 四 認定事業者が前条第三項第三号イからトまでのいずれかに該当するに至つたとき。 5 前条第三項の規定は、第一項の認定について(廃棄物処理法の特例) 第十四条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第八項において同じ。)又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。第三項において同じ。)を業として実施することができる。 2 認定事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。)を認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 3 認定事業者の委託を受けて太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を業として実施する者(認定計画に記載された第十二条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物の再資源化等に必要な行為を	業として実施することができる。 4 認定事業者又は前項に規定する者は、政令で定める基準に従ひ、認定計画に従つて行う太陽電池廃棄物(産業廃棄物であるものに限る。次条第一項第二号において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十二条第一項、第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、廃棄物処理法第十二条第一項中「政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分する場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律(令和八年法律第二十号)第十四条第四項の政令で定める基準」と、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 5 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄	物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。)とみなす。 6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。 7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律(令和八年法律第二十号)第十四条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 8 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない太陽電池廃棄物(一般廃棄物であるものに限る。)の収集、運搬又は処分(保管を含む。以下この項において同じ。)が行われ
---	--	--	--

た場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第十五条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定事業者が認定計画に従って行う太陽電池廃棄物の再資源化等（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定事業者が認定計画に従って行う研究開発（太陽電池廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する

令和八年五月十二日 衆議院会議録第十七号

る法律（令和八年法律第 号。以下「太陽電池廃棄物再資源化等推進法」という。）第十五条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及び太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは太陽電池廃棄物再資源化等推進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（太陽電池廃棄物再資源化等推進法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

（認定事業者の責務）

第十六条 認定事業者は、太陽電池廃棄物の再資源化により得られる物の質の向上及び量の増加に資するため必要な設備の導入その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る太陽電池廃棄物再資源化等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案及び同報告書

第五章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

（太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する設計等の工夫等）

第十八条 太陽電池の製造又は輸入を業として行う者（次条第一項、第三項及び第四項において「製造業者等」という。）は、設計及び原材料等（太陽電池の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品をいう。）の種類について工夫をした太陽電池を製造し、又は当該工夫がされた太陽電池を輸入することにより、当該工夫がされた太陽電池の長期間の使用等を通じて太陽電池の廃棄の抑制に寄与するとともに、太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の容易化及びその実施に要する費用の低減に努めなければならない。

2 太陽電池の販売を業として行う者（次条第二項から第四項までにおいて「販売業者」という。）は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、前項に規定する工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならない。

（太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等）

第十九条 製造業者等は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 販売業者は、太陽電池廃棄物に対し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資するため、太陽電池の長期

間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

3 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施のため必要があると認めるときは、製造業者等又は販売業者に対し、その製造し、若しくは輸入し、又は販売する太陽電池に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 製造業者等又は販売業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第六章 雑則

（財政上の措置等）

第二十条 国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄物に対し、事業用太陽電池廃棄物とする予定の事業用太陽電池の数量及び重量に関する事項、当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法の選択及び当該事業用太陽電池廃棄物の排出に関する事項その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、多量事業用太陽電池廃棄物の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、多量事業用太陽電池廃棄物が他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合における当該他の者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る排出される事業用太陽電池廃棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法その他の必要な事項を報告させ、

又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第九条の規定の施行に必要な限度において、事業用太陽電池廃棄物の処分を行う者に対し、同条第一項、第二項又は第八項の規定による届出に係る処分を行うとする事業用太陽電池廃棄物の数量及び重量、同条第一項第五号に掲げる処分の方法、当該処分に係る施設の処理能力その他の必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該者の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物再資源化等事業の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第二十二條 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十三條 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十四條 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第二十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六條 第九条第六項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

二 第九条第三項の規定に違反して同項に規定する期間(同条第四項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、その短縮又は延長後の期間)中に同条第三項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

三 第二十一条第一項から第四項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十九條 第九条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 主務大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、関係行政機関の長に協議することができる。

2 第十二条第三項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項及び第二項の規定の例により、その申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、第十二条第三項の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた者は、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。

4 前項の認定を受けた者であつて、第十三条第一項の認定を受けようとするものは、施行日前においても、同項の規定の例により、その認定を受けることができる。この場合において、その認定を受けたものは、施行日において同項の認定を受けたものとみなす。

5 第三項の認定を受けた者であつて、第十三条第二項又は第三項の規定による変更に係る届出をしようとするものは、施行日前においても、これらの規定の例により、その届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日においてこれらの規定による届出

をしたものとみなす。

(経過措置)

第三条 第九条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過する日以後に自ら事業用太陽電池廃棄物を排出する事業用太陽電池の廃棄(他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させる場合には、同日以後に当該他の者に当該工事又は作業に着手させる事業用太陽電池の廃棄)について適用する。

(検討)

第四条 政府は、太陽電池廃棄物の排出量の見込み、太陽電池廃棄物の再資源化等の選択の状況、廃棄物の最終処分場における処理量の見込み、太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者における太陽電池廃棄物の再資源化等の実施の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移その他の事情を勘案し、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、多量事業用太陽電池廃棄者に係る第九条第一項の政令で定める要件の見直し、太陽電池の廃棄に係る者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一百五十六号の五の次に次のように加える。

百五十六の六 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定		
(一) 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律 (令和八年法律第 号)第十二条第三項(太陽電池 廃棄物再資源化等事業計画の認定)の太陽電池廃棄物 再資源化等事業計画の認定	認定件数	一件につき十五 万円
(二) 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第 十三条第一項(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の 変更等)の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更 の認定(同法第十二条第二項第四号の太陽電池廃棄物 の収集を行うとする区域の増加に係るものに限る。)	認定件数	一件につき三万 円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の公布の日から施行日の前日ま
での間に受ける前条の規定による改正後の登録
免許税法別表第一 第一百五十六号の六に掲げる認
定に係る同法の規定の適用については、同号(一)
中「第十二条第三項(太陽電池廃棄物再資源化等
事業計画の認定)の太陽電池廃棄物再資源化等
事業計画の認定」とあるのは「附則第二条第三項
(準備行為)の認定」と、同号(二)中「第十三条第一
項(太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更
等)の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変
更の認定」とあるのは「附則第二条第四項の認
定」とする。

理 由

太陽電池廃棄物の排出量の著しい増加に対処す
る上で太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物
の再資源化等による減量がより重要となることに
鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物
の再資源化等の推進を図るため、事業用太陽電池
廃棄物が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用
太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り
組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項の
策定、多量事業用太陽電池廃棄者による多量事業
用太陽電池廃棄実施計画に係る届出並びに当該届

出に係る勧告及び命令、太陽電池廃棄物再資源化
等事業の実施のための措置等を講ずる必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関す
る法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、太陽電池廃棄物の排出量の著しい増
加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太
陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重
要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及
び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るた
め、所要の措置を講じようとするもので、その
主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)は、

太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の
再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図る
ための基本的な方針を定めるものとするこ
と。

2 主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者が事業

用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池
廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組む
べき措置に関し、判断の基準となるべき事項
を定め、必要な指導及び助言をすることがで
きるものとする。

3 事業用太陽電池廃棄者であつて、廃棄をし
ようとする事業用太陽電池の重量が政令で定
める要件に該当するもの(以下「多量事業用太
陽電池廃棄者」という。)は、その事業用太陽
電池の廃棄をしようとするときは、多量事業
用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出
なければならないこととする。

4 主務大臣は、届出のあつた多量事業用太陽
電池廃棄実施計画が2の判断の基準となるべ
き事項に照らして著しく不十分であると認め
るときは、当該計画の変更等について勧告及
び命令ができるものとする。

5 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集
及び運搬並びに処分(以下「太陽電池廃
棄物再資源化等事業」という。)を行おうとす
る者は、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画
を作成し、主務大臣の認定を申請することが
できることとし、当該認定を受けた者は、廃
棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によ
る許可を受けないで太陽電池廃棄物再資源化
等事業を実施できることとするなど同法の特
例を設けること。

6 太陽電池の製造・輸入業者及び販売業者に
対して、環境配慮設計の実施等の措置及び含
有物質の情報提供等の措置を講ずること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から起
算して一年六月を超えない範囲内において政
令で定める日から施行すること。

8 政府は、必要があると認めるときは、多量
事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、太陽
電池の廃棄に係る者における太陽電池廃
棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池
廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選
択に係る義務付け等所要の措置を講ずるもの
とする。

二 議案の可決理由

本案は、太陽電池廃棄物の排出量の著しい増
加に対処する上で太陽電池の廃棄の抑制及び太
陽電池廃棄物の再資源化等による減量がより重
要となることに鑑み、太陽電池の廃棄の抑制及
び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るた
めの措置として妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

令和八年四月二十八日

衆議院議長 森 英介殿
環境委員長 宮路 拓馬

(別紙)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関す
る法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講ずべきである。

一 太陽電池の廃棄量の抑制と廃棄の平準化を図
るため、太陽電池の長期間の使用及び再使用を
促進するための必要な措置を早急に講ずるこ
と。

二 太陽光発電設備の解体等及び太陽電池廃棄物
の再資源化等の実施に要する費用の負担の在り
方について、太陽電池の大量廃棄に可能な限り
先立ち検討を加え、所要の措置を講ずること。

三 太陽電池廃棄物の再資源化等が持続可能に実
施される体制を速やかに確立するため、再資源
化等による環境への影響の可視化及び資源の循
環利用の促進を図る態勢の整備等について所要
の措置を講ずること。

四 太陽光発電設備の設置、運用及び撤去に当
たつては、放置対策も含め生態系など環境への
影響を回避・軽減し、また地域経済へ資するも
のとなるよう、地域との共生を基本とした施策
の実施に努めること。

五 第七条の規定に基づく判断基準は、設置済みの太陽電池の耐用年数の確認とその結果を踏まえた長期使用又は再使用を事業者に求めて廃棄量の抑制の徹底を図るものとするほか、太陽電池廃棄物の最大限のリサイクルを目指し、不断の見直しを行い、適切な時期に段階的に強化されるものとする。 六 附則第四条の規定に基づく太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方の検討については、施行後三年を目途に行うこととし、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。			

令和八年五月十二日 衆議院会議録第十七号 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案及び同報告書